

「地方自治体における情報システム（児童扶養手当）の標準化に関する調査研究」  
自治体分科会事務局提出資料\_本編

# 自治体分科会 議事次第

議事次第	想定時間 (質疑応答含め)	説明者
(1) 開会のご挨拶、ご出席状況の確認	10分	生田先生 DTC
(2) 第1回有識者検討会の振り返り	5分	DTC
(3) 令和5年度の検討論点	95分	DTC
論点1.令和4年度の申し送り事項の取り扱い方針	(75分)	
論点2.令和5年度の再検討見直しとなる指定都市要件	(5分)	
論点3.振り仮名法制化に伴う改修方針	(5分)	
論点4.令和5年度領域間の整合作業の方針共有	(10分)	
(4) 今後のスケジュール	5分	DTC

- 1. 第1回有識者検討会の振り返り**
2. 令和5年度の検討論点
3. 今後のスケジュール

# 第1回有識者検討会の振り返り

第1回有識者検討会では、今年度下期の検討体制を確認した後、標準仕様書（1.1版）の策定経緯を振り返るとともに、標準仕様書改版に向けた検討方針やスケジュールを確認しました。

## 第1回有識者検討会（1月16日）議事次第と主たる討議事項

### ① 児童扶養手当業務プロセス・情報システム標準化について

- ✓ 地方自治体における業務プロセス・情報システムの標準化の背景・目的
- ✓ 児童扶養手当業務プロセス・情報システム標準化事業全体のスケジュール

### ② 有識者検討会等の運営について

- ✓ 標準化事業全体の背景・目的とスケジュール
- ✓ 標準仕様書改版に向けた検討体制（構成員、会議体）等

### ③ 令和4年度検討経緯の振り返り

- ✓ 令和4年度検討経緯（概要・スケジュール・個別論点）
- ✓ 令和4年度の申し送り事項
- ✓ 令和4年度の指定都市要件
- ✓ 令和4年度領域間の整合作業について

### ④ 令和5年度の検討論点

- ✓ 令和5年度の検討論点と運営方針
  - 1：令和4年度の申し送り事項の取り扱い方針
  - 2：令和5年度の再検討見直しとなる指定都市要件
  - 3：振り仮名法制化に伴う改修方針
  - 4：令和5年度領域間の整合作業の方針共有
  - 5：ガバメントクラウドへのシステム移行におけるベンダの課題

### ⑤ 意見照会の進め方

—

### ⑥ 今後のスケジュール

—

# 愛知県の方からのご要望に対する対応方針の確認

愛知県の「管理場所」のマスタ管理機能の追加要望につきまして、自治体分科会にて、該当管理機能がないと、業務に支障をきたすかについて確認し、ベンダ分科会にて、システムの設計方針や注意事項について確認します。

## 【経緯】

- 現在の標準仕様書上、指定都市のみに、「管理場所」というマスタ管理の仕様がある（指定都市における管理「区」）  
※関連する23機能要件は「自治体分科会事務局提出資料\_参考資料（以降、「参考資料」とする）」p.3~7参照
- 愛知県の担当者が検討会にて、都道府県においても、「管理場所」の機能（都道府県における管理「福祉事務所未設置町村」）を追加してほしいというご要望があった
- また、大分市の担当者が去年度の申し送り事項にて、中核市においても、「管理場所」の機能（中核市における管理「支所」）を追加してほしいというご要望があった

## 【対応方針】

- 自治体分科会（本日）にて、指定都市以外の自治体においても、「管理場所」というマスタ管理機能はないと業務に支障をきたすかについて確認し、ベンダ分科会にて、システムの設計方針や注意事項について確認
- 上記自治体のニーズや開発要件等を確認し、令和5年度の改版に反映するかについて事務局にて検討。改版と決定した場合、下記手順を踏む予定
  - ① 関連23個「管理場所」の機能要件について、指定都市以外の自治体の業務にも適用する要件を特定
  - ② 該当機能要件の「指定都市」や「管理区」などの指定都市関連の記述を削除し、自治体共通的な記述に変更
  - ③ 該当機能要件について、指定都市以外の自治体の実装区分も「○（実装オプション）」に変更
- なお、改版に反映すると決定されても、当該機能の追加が「制度改正等の政策上必要と判断される」ものではない限り、適合基準日は令和8年度以降になる

1. 第1回有識者検討会の振り返り
- 2. 令和5年度の検討論点**
3. 今後のスケジュール

# 令和5年度の検討論点と運営方針

【凡例】：   アジェンダとして扱う会議

事務局側で論点及び議論の方向性を整理した上で、検討会にて事前提示した後、自治体／ベンダ分科会にて取り上げる討議事項について、討議いただく想定です。

運営方針	検討・共有事項
<p><b>今年度の検討コンセプト</b> 「令和7年度末までの移行を如何にスムーズに行うか」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>令和5年度（2024年3月）までは、<b>基本的にシステム改修を伴わない要件や、法令に定められた対応要件のみ、標準仕様書への改版に反映</b></li><li>但し、システム改修に伴う要件でも、<b>優先度が高いと思われる項目（現行業務で対応する必要があるもの等）</b>については自治体分科会にて、ニーズを確認し、ベンダ分科会にて当該要望の実装可否及び予想工数について確認することも想定</li><li>移行支援期間（令和7年度末まで）における標準仕様書（今年度の改定含む）へのシステム対応については、「<b>制度改正等の政策上必要と判断される</b>」ものに限り、それ以外の適合基準日は令和8年度以降になる（ゆえに、今回は原則、論点3の「振り仮名法制化に伴うシステム改修」のみ、令和7年度までに対応必須）</li></ul>	<ol style="list-style-type: none"><li>令和4年度の全国意見照会において中長期的な検討を要するとした事項（申し送り事項）の取り扱い方針確認</li><li>令和5年度「再検討見直し」の指定都市要件の取り扱い方針共有</li><li>振り仮名法制化に伴う標準仕様書改定及びシステム改修方針共有</li><li>令和5年度領域間の整合作業の方針共有</li></ol> <p><span style="background-color: #92d050; border: 1px solid black; padding: 2px;">有識者検討会</span> <span style="background-color: #92d050; border: 1px solid black; padding: 2px;">自治体分科会</span> <span style="background-color: #92d050; border: 1px solid black; padding: 2px;">ベンダ分科会</span></p>
<ul style="list-style-type: none"><li>令和7年度までに、原則全ての地方自治体が<b>ガバメントクラウド上に構築された標準化基準に適合したシステムなどへの移行</b>を目指すこととしているが、この目標に対してベンダが抱える課題について、目線を合わせる</li></ul>	<ol style="list-style-type: none"><li>ガバメントクラウドへのシステム移行におけるベンダが抱える課題の目線合わせ</li></ol> <p><span style="background-color: #92d050; border: 1px solid black; padding: 2px;">有識者検討会</span> <span style="background-color: #92d050; border: 1px solid black; padding: 2px;">ベンダ分科会</span></p>

# 論点 1 . 申し送り事項の取り扱い方針



# 論点1. 申し送り事項の取り扱い方針（事務局案）

令和5年度（2024年3月）までは、基本的にシステム改修を伴わない要件や、法令に定められた対応要件のみ、標準仕様書への改版に反映予定です。

令和5年度の取り扱い方針	該当		申し送り事項	対応詳細
<b>令和5年度改版に反映予定</b>  <b>今年度の検討範囲</b>	ツリー図・業務フロー	09.支給停止関係届等	①業務フロー追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務フローの不整合が生じている状態であり、機能追加も不要と思われるので、業務フローを修正する方向で考えたい</li> </ul>
	機能要件	共通	②自治体規模別の実装区分の精査	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行仕様書は、「中核市」を想定して、必要機能を定義しているゆえに、都道府県、指定都市、小規模自治体等については、機能の過不足精査が不十分</li> <li>自治体規模別の実装区分を精査後、改版に反映</li> </ul>
			③「要件の考え方・理由」の追記依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>他のシステムについては、「要件の考え方・理由」欄への記載が多くみられたが、今年度は要望があった事項について、改版に反映</li> </ul>
<b>令和6年度以降に行う、令和8年度以降のシステム改修に向けた改定時に検討予定</b>  <b>ニーズ確認のみ、令和5年度実施予定</b>	機能要件	手当支払	④手当支払に関する機能の実装範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>昨年度の意見提出自治体にご要望を確認したところ、既に標準仕様で代替機能があることを精査できた。そのため、仕様上の変更対応は不要になるが、意見提出元に対して経緯を説明予定</li> </ul>
	帳票要件	共通	⑤帳票追加検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令で定められていない（機能向上のための）帳票機能の修正、追加は原則、来期以降対応としたい</li> <li>但し、改訂はしやすいものが、存在する意見であると想定されるため、事前アンケートにて令和3～5年度の検討会自治体代表にニーズを確認した</li> <li>上記確認した結果、重要性が高い継続案件について、対応可能性などをベンダに確認。それ以外のニーズが高い案件は来年度以降の申し送り事項にし、ニーズが低い案件は検討対象から外す</li> </ul>
<b>令和6年度以降に行う、令和8年度以降のシステム改修に向けた改定時に検討予定</b>	機能要件	他システム連携	⑥自治体間のオンライン連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体間のオンライン連携への対応は、デジタル庁による公共サービスメッシュ等に係る検討状況など、他検討事項を各関係者と調整しながら検討する必要があるため、令和8年度以降の改版時に検討予定</li> </ul>
			⑦マイナンバー連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーに関する検討状況など、他検討事項を各関係者と調整しながら検討する必要があるため、令和6年度以降に行う、令和8年度以降のシステム改修に向けた改定時に検討予定</li> </ul>
	共通		⑧都道府県等において連携が必要となる他システム等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでは中核市で求められる要件をもとに標準仕様書を整理</li> <li>他の自治体で必要な業務について、児童扶養手当システムの要件として整理すべきかどうか、他20領域の検討と平仄を合わせたいため、令和8年度以降の改版時に検討予定</li> </ul>

# 申し送り事項への対応方針 ー令和5年度改版に反映予定（1/2）

全国意見照会で中長期的な検討を要する事項について、引き続き検討を進めていく必要があると理解しています。

#	申し送り事項	昨年度の討議結果	今年度の取り扱い方針（事務局案）
①	<p><b>【業務フロー追加】</b> 「09.支給停止関係届」及び「10.公的年金併給認定」の業務フローについて、「支給停止通知書等交付」後に「過払金計算」以降のフローを追加すべき、との意見を踏まえ、対応を検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 次回の改版以降に検討することとした</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現状、「04.額改定（減員）」、「05.市外転出」、「06.資格喪失」、「12.障害等認定」、「13.現況届」、「18.年齢到達」などに「過払金計算」以降のフローがあるが、「09.支給停止関係届」及び「10.公的年金併給認定」の「支給停止通知書等交付」後に「過払金計算」以降のフローがない</li> <li>• 原則、不整合が生じている状態であり、機能追加も不要と思われるので、業務フローを修正する方向で考えたい</li> </ul>
②	<p><b>【自治体規模別の実装区分の精査】</b> 機能要件のレイアウト変更に伴う、都道府県、指定都市、福祉事務所未設置町村向け機能の実装区分を精査する。自治体規模ごとの実装区分の記載については、今後他領域の記載も踏まえ、記載の見直しも視野に入れて、考慮する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 機能要件のレイアウト変更に伴う、都道府県、指定都市、福祉事務所未設置町村向け機能の実装区分の精査</li> </ul>	<p><b>【背景】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 現行仕様書は、「中核市」を想定して、必要機能を定義 （ゆえに、都道府県、指定都市、小規模自治体等については、機能の過不足精査が不十分）</li> </ul>
a.	<p><b>【都道府県の住基システム連携関連機能の精査】</b> ※計5件 都道府県は住民記録システムおよび住民税システムとの連携は対象外のため、該当システムのデータを使用・参照する機能は実装区分の対象外にすべき、との意見を踏まえ実装区分を精査</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 都道府県のシステムでは、住民記録システム、住民税システムとの連携は対象外、従って、これらのシステムのデータを活用する機能は、都道府県では対象外とすべき</li> <li>• 但し、現行業務において、これらのシステムのデータが活用されているかどうかは、別途、「児童扶養手当都道府県事務取扱準則」を精査し、本検討会都道府県代表の愛知県に県事務について確認し、改版方針を検討した</li> </ul>
b.	<p><b>【管理場所関連機能の精査】</b> ※計23件 「管理区によって帳票に印字される問い合わせ先が変わることから、政令市においては管理区（管理場所）情報の管理が必須となるのではないか」、「管理区(管理場所)は指定都市のみ実装オプションの為、他の自治体は実装対象外ではないか」、との意見を踏まえ実装区分を精査</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現在の標準仕様書上、指定都市のみに、「管理場所」というマスタ管理の仕様がある</li> <li>• 指定都市以外の自治体にも、「管理場所」のマスタ管理機能を導入するかについて、自治体分科会にてニーズをヒアリングし、ベンダ分科会にて実装にあたっての注意事項を確認し、対応について検討</li> </ul>

**本分科会で詳細を確認**

# 申し送り事項への対応方針 ー令和5年度改版に反映予定（2/2）

全国意見照会で中長期的な検討を要する事項について、引き続き検討を進めていく必要があると理解しています。

#	申し送り事項	昨年度の討議結果	今年度の取り扱い方針（事務局案）
②	<b>【自治体規模別の実装区分の精査】</b> 機能要件のレイアウト変更に伴う、都道府県、指定都市、福祉事務所未設置町村向け機能の実装区分を精査する。自治体規模ごとの実装区分の記載については、今後他領域の記載も踏まえ、記載の見直しも視野に入れて、考慮する	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能要件のレイアウト変更に伴う、都道府県、指定都市、福祉事務所未設置町村向け機能の実装区分の精査</li> </ul>	<b>【背景】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行仕様書は、「中核市」を想定して、必要機能を定義 （ゆえに、都道府県、指定都市、小規模自治体等については、機能の過不足精査が不十分）</li> </ul>
	c. <b>【福祉事務所未設置町村の支払関連機能の精査】</b> ※計11件 福祉事務所未設置町村で支払は実施しないため、支払関連の機能要件や、「未支払額」・「過払額」などの管理項目としては「対象外」または「実装オプション」への変更すべき、との意見を踏まえ実装区分を精査		<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉事務所未設置町村における児童扶養手当業務は、都道府県が代替して支給する</li> <li>従って、福祉事務所未設置町村の支払関連の機能要件や管理項目をすべて「対象外」で改版に反映</li> </ul>
	d. <b>【福祉事務所未設置町村の現況届関連機能の精査】</b> ※計3件 福祉事務所未設置町村では、現況届の出力が対象外の為、関連する「現況届提出依頼・受付」、「一部支給停止措置案内・適用除外事由受付」等の機能要件を対象外に変更すべき、との意見を踏まえ実装区分を精査		<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉事務所未設置町村の一部では、現況届の受付を行っている自治体も存在</li> <li>ゆえに、「現況届提出依頼・受付」は、一律、「対象外」とはできないため、「標準オプション」が望ましい</li> <li>それ以降のプロセスは対象外のため、指摘通り「対象外」とする</li> </ul>
e.	<b>【その他の個別の自治体規模別機能の精査】</b> ※計8件 その他の8件の個別の自治体規模別機能の精査依頼に対して、ご意見を踏まえ実装区分を精査		<ul style="list-style-type: none"> <li>各業務に対して、自治体規模ごとに必要業務であるかどうかを「児童扶養手当事務取扱準則」にて確認し、担当自治体代表にも該当事務手順について確認したうえで、改版への対応を検討</li> </ul>
③	<b>【「要件の考え方・理由」の追記依頼】</b> ※計8件 機能要件の検討経緯や、1.1版で追加された項目の「要件の考え方・理由」の追記依頼等	<ul style="list-style-type: none"> <li>「要件の考え方・理由」欄への記載については、来年度以降に申し送りいたします</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他のシステムについては、「要件の考え方・理由」欄への記載が多くみられたが、今年度は要望があった事項について、あくまで、機能要件の更なる理解の参考となる、業務の目的等の説明を追記する予定</li> </ul>

**本分科会で詳細を確認**

# 申し送り事項②自治体規模別の実装区分の精査

## a.都道府県の住基システム連携関連機能の精査

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	対象機能	検討事項	今年度の取り扱い方針
1	0200004	00.児童扶養手当共通	他システム連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県においては障害者福祉システムのデータを照会する機能</li> </ul>	都道府県では住基システムとの連携はしていないため、左記の要件は対象外となるのではないかと	<ul style="list-style-type: none"> <li>「児童扶養手当都道府県事務取扱準則」にて、町村から提出する障害診断書を審査する作業は発生すると記載している。なお、県の審査作業中、直接に障害者福祉システムのデータを照会していないと、愛知県に確認している。そのため、都道府県では「-（対象外）」に修正し、全国意見照会を経て確定とする</li> </ul>
2	0200181	03.額改定請求（増員）	額改定請求（増員）要件審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>増員する児童の選択ができる機能</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「児童扶養手当都道府県事務取扱準則」にて、額改定請求（増員）要件審査にて、町村からの書類を確認、審査、審査結果の町村への送付の業務が発生すると記載している。なお、県の審査作業中、増員する児童のデータを選択していないと、愛知県に確認している。そのため、都道府県では「-（対象外）」に修正し、全国意見照会を経て確定とする</li> </ul>
3	0200033 ～ 0200035	00.児童扶養手当共通	データ管理機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民記録情報の登録、修正、削除、照会機能</li> <li>住民記録情報の一覧確認機能</li> <li>指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できる機能（EUC機能）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>児童扶養手当システムのデータ要件にて、住民記録・個人住民税・住民基本台帳システムから連携される情報について、データ作成不要としており、また、実際の業務において当該情報は不要である。そのため、都道府県では「-（対象外）」とする</li> </ul>
4	0200263	13.現況届	現況届受付	<ul style="list-style-type: none"> <li>受給資格者について、読み込んだバーコードから住記情報、税情報を照会できる機能</li> </ul>		
5	0200320 ～ 0200325、 0200464	20.所得再判定	所得再判定	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得再判定事務にかかる機能</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>所得再判定は指摘通り住基システムを使用しており、都道府県で住基システムと連携していないため、該機能を「-（対象外）」とする</li> </ul>

# 申し送り事項②自治体規模別の実装区分の精査

## b. 管理場所関連機能の精査

「管理場所」のマスタ管理機能を指定都市以外の地方自治体の仕様に導入するかにつきまして、ご議論をお願いいたします。

### 経緯 説明

- 現在の標準仕様書上、指定都市のみに、「管理場所」というマスタ管理の仕様がある（指定都市における管理「区」）  
※関連する23機能要件は参考資料p.3~7参照
- 愛知県の担当者が第1回有識者検討会にて、都道府県においても、「管理場所」の機能（都道府県における管理「福祉事務所未設置町村」）を追加してほしいというご要望があった
- また、大分市の担当者が去年度の申し送り事項にて、中核市においても、「管理場所」の機能（中核市における管理「支所」）を追加してほしいというご要望があった

### 個別協議 事項1

現在の標準仕様書にある『管理場所』というマスタ管理機能を、指定都市以外の自治体にも導入すべきか

#### 標準仕様書（1.1版）の現状

- 指定都市のみに、「管理場所」というマスタ管理の仕様がある（指定都市における管理「区」）

※関連する23機能要件は「自治体分科会事務局提出資料\_参考資料」p.3~7参照

#### 改版になる際の対応案

- ① 関連23個「管理場所」の機能要件について、指定都市以外の自治体の業務にも適用する要件を特定
- ② 該当機能要件の「指定都市」や「管理区」などの指定都市関連の記述を削除し、自治体共通的な記述に変更
- ③ 該当機能要件について、指定都市以外の自治体の実装区分も「○（実装オプション）」に変更

# 申し送り事項②自治体規模別の実装区分の精査

## e.その他の個別の自治体規模別機能の精査（1/4）

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	対象機能	検討事項	今年度の取り扱い方針
1	0200139	00.児童扶養手当共通	帳票出力機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>「児童扶養手当証書受領書」を出力できること</li> <li>■帳票詳細要件 児童扶養手当証書受領書■</li> <li>【管理項目】 証書記号番号、受給資格者氏名、備考</li> </ul>	福祉事務所未設置町村のみが必要な帳票の為、他は対象外で良いのではないか	<ul style="list-style-type: none"> <li>帳票の出力を行っているのが、福祉事務所未設置町村か、都道府県と「児童扶養手当都道府県事務取扱準則」にて確認をとれたため、都道府県と福祉事務所未設置町村以外は実装区分を「-」とする</li> </ul>
2					<p>児童扶養手当証書受領書は、児童扶養手当町村事務取扱規則 第二 4 認定通知書等の交付（1）にて都道府県に対して送付するものと定められている。</p> <p>手当証書を都道府県が発行する福祉事務所未設置町村が都道府県に対して送付するものとなるが、現状の運用では、都道府県が手当証書と一緒に受領書を提供しているため、当機能が必要になるのは都道府県のみと考える。都道府県以外は受領書の発行機能は不要と想定されるため、都道府県以外は実装区分を「-」ではないか</p>	

# 申し送り事項②自治体規模別の実装区分の精査

## e.その他の個別の自治体規模別機能の精査 (2/4)

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	対象機能	検討事項	今年度の取り扱い方針
3	0200256	13.現況届	現況届提出依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>現況届提出対象者に関する情報を一覧で確認できる機能</li> </ul>	現況届提出対象者によって必要な書類等は異なるため、区で管理するうえで必須ではないか	<ul style="list-style-type: none"> <li>実装類型の考え方に関する質問である</li> <li>「児童扶養手当市等事務取扱準則」に、該当現況届関連の業務が存在すると確認済。なお、準則に記載されているその他の現況届関連機能でも、「標準オプション」となっている要件が複数ある</li> </ul> <p>(標準オプションとは、全自治体に必須機能ではなく、自治体によって実装が望ましい機能である)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>そのため、現状の「標準オプション」の定義が正しく、特段実装区分の修正が不要</li> </ul>
4	0200257			<ul style="list-style-type: none"> <li>指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること (EUC機能が利用できること)</li> </ul> <p>※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと</p> <p>※2 表示項目は、現況届事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること</p> <p>※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること</p>		
5	0200459	17.統計・報告	年次報告書作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省に報告する児童扶養手当事業状況報告の集計ができる機能</li> </ul> <p>&lt;集計対象情報 (一部) &gt;</p> <p>年報 様式第3号 児童扶養手当給付費国庫負担金の交付申請について</p> <p>年報 様式第3号-付表1 児童扶養手当給付費都道府県分国庫負担金所要額調書</p> <p>年報 様式第3号-付表2 所要額算定基礎</p> <p>年報 様式第3号-付表3 児童扶養手当給付費市等分国庫負担金所要額市等別内訳書</p> <p>年報 様式第5号 児童扶養手当給付費国庫負担金の変更交付申請について</p> <p>年報 様式第5号-付表1 児童扶養手当給付費都道府県分国庫負担金所要額調書</p> <p>年報 様式第5号-付表2 所要額算定基礎</p> <p>年報 様式第5号-付表3 児童扶養手当給付費市等分国庫負担金所要額市等別内訳書</p>	様式第3号、第5号、第9号は都道府県での事務で利用するものと想定されますが、都道府県のみが必要な帳票の為、他は対象外ではないか	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省に報告する児童扶養手当事業状況報告は都道府県のみに必要な帳票のため、都道府県以外は「- (対象外)」とする</li> </ul>

# 申し送り事項②自治体規模別の実装区分の精査

## e.その他の個別の自治体規模別機能の精査 (3/4)

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	対象機能	検討事項	今年度の取り扱い方針
6	0200007	00.児童扶養手当共通	他システム連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ渡す情報照会内容データを作成し連携できること</li> </ul> <p>※ 1 連携できる事業をパラメータ等で設定できること</p> <p>※ 2 支援措置対象者については、不開示設定で情報照会内容データを作成できること</p>	<p>&lt;福祉事務所未設置町村へのシステム導入について&gt;</p> <p>都道府県から福祉事務所未設置町村を経由しての情報照会については</p> <p>①都道府県で情報照会用の電文を作成（宛名番号による）</p> <p>②福祉事務所未設置町村側で宛名番号を団体内統合宛名番号への置換という手順を想定しているものと理解している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県と福祉事務所未設置町村における、児童扶養手当事務の役割分担（システムを含め）に関わる質問である。分科会にて担当者について要確認（討議用資料は次ページ）</li> </ul>
7	0200342		<ul style="list-style-type: none"> <li>団体内統合宛名機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定する団体内統合宛名機能をいう。以下同じ。）における団体内統合宛名番号の付番や宛名情報の更新のために、登録、更新した宛名情報及び個人番号を団体内統合宛名機能へ連携できること。</li> <li>団体内統合宛名機能を経由して、副本情報の登録等、中間サーバーとの連携ができること。なお、中間サーバーとの連携のうち、中間サーバーから取得したURLを元にHTTPダウンロードする場合は、団体内統合宛名機能を経由せず連携すること。</li> </ul>	<p>前述した手順については団体内統合宛名システムの宛名番号変換機能で十分であるため、福祉事務所未設置町村では、実装オプションで良いのではないかと</p>		
8	0200348		<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナポータルびったりサービスより受け付けた申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能を経由して取得できる機能</li> <li>取得項目等を表示、出力等できる機能</li> </ul> <p>【対象事務】児童扶養手当の現況届の事前送信</p>	<p>&lt;福祉事務所未設置町村へのシステム導入について&gt;</p> <p>上記の要件追加に伴い、都道府県では必須機能で、福祉事務所未設置町村では、実装オプションで良いのではないかと</p>		



# 申し送り事項②自治体規模別の実装区分の精査

## e.その他の個別の自治体規模別機能の精査（4/4）

都道府県と福祉事務所未設置町村における、児童扶養手当事務の役割分担につきまして、ご議論をお願いいたします。

### 経緯 説明

- 福祉事務所未設置町村に関しまして、福祉事務所が設置されていない制限上、一部の事務手続きが都道府県が代わりに実行している（児童扶養手当の支払関連事務など）
- その背景を踏まえ、以下の標準機能要件が、どの自治体側のシステムで持つべきかについて、複数ご意見を受けている（現在の標準仕様書上、都道府県では機能の対象外にし、福祉事務所未設置町村側で持つように規定している）
  - マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ渡す情報照会内容データを作成し連携できること
  - 団体内統合宛名機能における団体内統合宛名番号の付番や宛名情報の更新のために、登録、更新した宛名情報及び個人番号を団体内統合宛名機能へ連携できること
  - マイナポータルぴったりサービスより受け付けた申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能を経由して取得できる機能。取得項目等を表示、出力等できる機能【対象事務】：児童扶養手当の現況届の事前送信
- また、該当機能の実装区分に関するご意見もいただいている
  - ✓ 機能要件の1、2は「団体内統合宛名システムの宛名番号変換機能」で代替可能で、福祉事務所未設置町村では必須機能「◎」にする必要がなく、実装オプション「○」に変更してもよいか
  - ✓ （機能要件3について、実装オプション「○」に変更のご意見もいただいたが、マイナポータルぴったりサービスと関連する機能については、すべての基幹業務システムの標準仕様書において、デジタル3原則に基づくBPRを進めるため、実装必須機能にする方針だった。なお、その機能を利用するかどうかは、導入の段階で各自治体で判断可能のため、本実装区分は現状のままにする）

### 個別協議 事項2

都道府県と福祉事務所未設置町村における、児童扶養手当事務の役割分担（システムを含め）について

#### 標準仕様書（1.1版）の現状

- 現状、上記3つの機能要件について、都道府県では対象外「-」にし、福祉事務所未設置町村は「市町村」と同じく実装必須機能「◎」にしている

#### 改版になる際の対応案

- ① 分科会の討議結果によって、修正が必要となる実装区分を改版に反映
- ② 「要件の考え方、理由」に、改版の内容を追記

# 申し送り事項③「要件の考え方・理由」の追記依頼（1/5）

## 機能要件の更なる理解の参考となる、業務の目的等の説明を追記予定項目

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	対象機能	検討事項	今年度の取り扱い方針
1	0200108 0200027	00.児童扶養手当共通	一覧管理機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>EUC機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。）を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。</li> <li>指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること（EUC機能が利用できること）</li> </ul>	<p>EUC機能による一覧出力に関連する要件について。</p> <p>標準システムにおいては、共通機能のEUC機能とのインターフェースを実装する（もしくは標準システム内に共通機能のEUC機能の要件を満たす機能を実装する）ことをもって要件を満たすものか。</p> <p>共通機能での要件対応について、「要件の考え方・理由」もしくは「備考」欄に詳細を記載すべきか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EUC機能と共通機能の関係性について、「要件の考え方・理由」欄に特段記載がないため、他領域の標準仕様の機能要件における「要件の考え方・理由」の記述方法に合わせ、改版に反映しない</li> </ul>
2	0200261	13.現況届	現況届受付	児童扶養手当の現況届についての届出情報を登録、修正、削除、照会できる機能	<p>他機能要件にも存在するが、管理項目として「添付書類の省略有無、省略した書類名」が定義されている。なお、現況届受付では、「添付書類」も管理項目に定義されている。</p> <p>転入者において、税情報を情報照会する場合、以下の登録を想定している。 添付書類：前住地の所得証明書 添付書類の省略有無：有 省略した書類名：前住地の所得証明書</p> <p>入力する項目が増えるため、「添付書類＋省略有無」もしくは、添付書類を管理項目とせず、「省略した書類名」のどちらかの管理とすべきではないか。 省略した添付書類を管理したいのか、提出が必要となる添付書類を管理し、省略した書類がどの書類かを管理したいのか不明であるため、管理項目の登録例及び管理項目として定義する意図を「要件の考え方・理由」欄に記載すべきか。</p>	<p>関連機能における管理項目の意図について聞いている単純な質問と見られるため、他領域の標準仕様の機能要件における「要件の考え方・理由」の記述方法に合わせ、「要件の考え方・理由」欄に以下の内容を含めた記載を改版に反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本要件は現況届の実務において、「添付書類の省略有無」、「省略した書類名」、「添付書類」の情報を記入するため、システムの標準仕様における管理項目でも、該当情報を取り扱うことを想定している。</li> </ul>

# 申し送り事項③「要件の考え方・理由」の追記依頼（2/5）

## 機能要件の更なる理解の参考となる、業務の目的等の説明を追記予定項目

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	対象機能	検討事項	今年度の取り扱い方針
3	0200151	01.新規認定請求	認定請求受付	<p>児童扶養手当の新規認定請求書及び所得状況届等についての情報を登録、修正、削除、照会できる機能</p> <p>【管理項目】 ・請求者情報（氏名、カナ氏名、個人番号、宛名番号、生年月日、性別、受給（資格）者区分（父又は母、養育者、孤児等の養育者）、障害の有無、配偶者の有無、住所、電話番号等</p>	<p>【管理項目】請求者情報にて「受給（資格）者区分（父又は母、養育者、孤児等の養育者）」が定められているが、以下の厚生省児童家庭局企画課長通知にて、受給者が母及び養育者となるパターンが示されている。</p> <p>受給（資格）者区分として示された4パターンでは対応できないため、管理項目の内容を見直しを行うか、上記パターンにてどのように管理すべきか、「要件の考え方・理由」欄にて記載すべきか。</p> <p>法令 「児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する疑義について 昭和55年7月児企第29号の（問23）」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指摘事項に関する法令を確認したが、「養育者」で登録を行えば問題が生じないため、特段修正は不要</li> <li>あくまで、機能要件の更なる理解の参考となる、業務の目的等の説明を追記する予定</li> </ul>
4	0200204	06.資格喪失	資格喪失受付	<p>児童扶養手当の資格喪失届について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できる機能</p> <p>【管理項目】 ・届出情報（届出年月日、届出種別（資格喪失届）、備考） ・受給資格者情報（氏名、カナ氏名、証書番号、住所、電話番号） ・資格喪失情報（喪失事由、喪失事由発生年月日）</p> <p>※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外 ※2 認定時点に遡り資格喪失となる場合にも、資格喪失の登録ができること</p>	<p>「※2 認定時点に遡り資格喪失となる場合にも、資格喪失の登録ができること」と記載があるが、上記は認定請求後、認定を決定する時点で児童が死亡していた等の場合に、認定を決定したうえで、認定日より前の喪失処理ができればよいという認識で問題ないか。</p> <p>上記認識で問題ない場合、「要件の考え方・理由」欄に具体例として記載すべきか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「認定日より前の喪失処理」というケースが実務でも発生すると審査官に確認した。なお、指摘事項である、「請求から認定の間に児童が死亡した」場合、自治体の認定処理の段階で、戸籍等により自治体は児童の死亡を知ることとなり、認定の処理には至ることなく、認定を却下するという処理になると想定されるため、該当指摘ケースがあまり想定し得ない</li> <li>標準仕様書は、設計上の幅を持たせるため、現在のレベルで定義されており、機能要件の詳細化は行うべきではないと考えるため、特段修正は不要</li> <li>あくまで、機能要件の更なる理解の参考となる、業務の目的等の説明を追記する予定</li> </ul>

## 申し送り事項③「要件の考え方・理由」の追記依頼（3/5）

### 機能要件の更なる理解の参考となる、業務の目的等の説明を追記予定項目

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	対象機能	検討事項	今年度の取り扱い方針
5	0200230	09.支給停止関係届	支給停止関係届受付	<p>児童扶養手当の支給停止関係（発生・消滅・変更）届、被災状況届、についての届出情報を登録、修正、削除、照会できる機能</p> <p>【管理項目】 ・請求者・配偶者・扶養義務者（所得のある児童を含む）の所得情報</p>	<p>管理項目として、扶養義務者（所得のある児童を含む）との記載がありますが、一方で機能ID：0200232では「民法第877条第1項に規定する扶養義務者」とある。上記法令に従い、所得の有無に関わらず、所得のない児童も含め、扶養義務者として登録を行う必要があるものと解釈している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理項目としては、「扶養義務者（所得のある児童を含む）」と記載しているが、「民法第877条第1項に規定する扶養義務者」と同義のため、特段修正は不要</li> <li>あくまで、機能要件の更なる理解の参考となる、業務の目的等の説明を追記する予定</li> </ul>
	0200232	09.支給停止関係届	支給停止関係届受付	<p>受給資格者世帯に扶養義務者候補を複数登録した場合、『民法第877条第1項に規定する扶養義務者』を扶養人数等から計算した限度額と比較し、自動設定できること</p> <p>※1 児童扶養手当の世帯員として、扶養義務者の情報を複数管理できること ※2 世帯全員の所得情報が管理できること</p>	<p>所得のない児童は、扶養義務者として登録の必要があるか「要件の考え方・理由」欄に記載すべきか。</p>	
6	0200173	02.市外転入	転出元受給者台帳取得	<p>受領した受給資格者台帳に係る以下の情報及びその他受給資格者に係る情報を、登録、修正、削除、照会できる機能</p>	<p>移管された受給者台帳の情報を管理する機能要件が必要なのか</p> <p>※例えば、支払情報は転入後の自治体では特に利用しないと想定される。必要となる場合、その要件の目的を定義する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「児童扶養手当市等事務取扱準則」にて、変更後の住所地の市等の事務に「変更前の都道府県等に対して当該受給資格者の受給資格者台帳の写しの送付を求める」と記載されており、業務に必要な機能と確認済</li> <li>業務の目的等の説明を「要件の考え方・理由」欄追記する</li> </ul>

## 申し送り事項③「要件の考え方・理由」の追記依頼（4/5）

### 機能要件の更なる理解の参考となる、業務の目的等の説明を追記予定項目

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	対象機能	検討事項	今年度の取り扱い方針
7	0200069	00.児童扶養手当共通	データ管理機能	提出書類に不備があった場合、対象書類を登録、修正、削除、照会できる機能  【管理項目】 不備書類情報	不備書類情報の管理について、以下のどのパターンを想定して記載されているのか。  ①添付書類を管理し、添付書類の中で不備書類がどれなのかを管理する事務を想定した要件 ②不備書類のみ管理する事務を想定した要件 ③不備書類及び提出済みを管理（不備書類が何だったのかをデータとして残し続ける）を管理する事務を想定した要件  上記により、管理方法が異なるため、「要件の考え方・理由」欄にどのような事務処理を想定し、要件として定義しているのか、記載すべきか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部のベンダが標準仕様書の機能について、さらなる具体化を要望</li> <li>標準仕様書は、設計上の幅を持たせるため、現在のレベルで定義されており、機能要件の詳細化は行うべきではないと考える</li> <li>あくまで、機能要件の更なる理解の参考となる、業務の目的等の説明を追記する予定</li> </ul>
8	0200156	01.新規認定請求	認定審査	請求内容を認定する場合、以下の情報を登録、修正、削除、照会できる機能  【管理項目】 対象児童の年齢到達日  ※2 対象児童の生年月日から、年齢到達日及び非該当予定年月日を自動で算出できること	「※2 対象児童の生年月日から、年齢到達日及び非該当予定年月日を自動で算出できること」と定義されているが、非該当予定年月日は18歳到達年度末もしくは20歳の誕生日の前日が設定されるものと想定して問題ないか。  「機能ID：0200254」にも管理項目として定義されており、非該当予定年月日に設定される日付は、有期認定や在留期間を考慮し設定すべきか判断できないため、「要件の考え方・理由」欄に記載すべきか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部のベンダが標準仕様書の機能について、さらなる具体化を要望</li> <li>あくまで、機能要件の更なる理解の参考となる、「対象児童の生年月日から、年齢到達日及び非該当予定年月日を自動で算出できること」の定義等の説明を追記する予定</li> </ul>

## 申し送り事項③「要件の考え方・理由」の追記依頼（5/5）

### 指摘事項について、既に標準仕様書に定義されているため、改版に影響しない項目

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	対象機能	検討事項	今年度の取り扱い方針
1	0200135	00.児童扶養手当共通	帳票出力機能	<p>「児童扶養手当証書」を出力できる機能</p> <p>※1 全部支給停止の受給資格者には「児童扶養手当証書」を出力しないこと</p> <p>■帳票詳細要件 児童扶養手当証書</p> <p>■</p> <p>【管理項目】 証書交付年月日</p>	<p>&lt;福祉事務所未設置町村へのシステム導入について&gt;</p> <p>【実装区分の凡例】の「-（対象外）」について、これは実装されていると、「標準化対象外」と評価されてしまうのか。運用上使用しないが、実装されていても標準化のシステムとしては問題がないという認識で良いか。</p> <p>又は、「-（対象外）」とは、「×（実装不可機能）」と同義なのか。</p> <p>上記を「要件の考え方・理由」欄に記載すべきか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「-（対象外）」について、標準仕様書に「実装不可」と既に定義されているため、当該要望に対応する必要がない</li> </ul>

# 申し送り事項への対応方針 ーニーズ確認のみ実施予定

全国意見照会で中長期的な検討を要する事項について、引き続き検討を進めていく必要があると理解しています。

#	申し送り事項	昨年度の討議結果	今年度の取り扱い方針（事務局案）
④	<b>【手当支払に関する機能の実装範囲】</b> 「児童扶養手当法第14条第4号以外の理由で支給しないことを決定した場合に、支払いされない機能が必要」との意見を踏まえ、手当支払に関して、児童扶養手当システムで対応する範囲を精査	<ul style="list-style-type: none"> <li>未実装機能に対する追加要望のため、今年度の取り込みに向けた検討は見送りとします</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>昨年度の意見提出自治体にご要望を確認したところ、特定な法令で定められている要件ではない、かつ標準仕様に該当機能の代替項目が既にあることについて確認ができた。そのため、該当要望に対する仕様上の変更対応は不要と考える</li> </ul>
⑤	<b>【帳票追加検討】</b> 帳票の追加要望に対する対応を検討する	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能要件のレイアウト変更に伴う、都道府県、指定都市、福祉事務所未設置町村向け機能の実装区分の精査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令で定められていない（機能向上のための）帳票機能の修正、追加は原則、来期以降対応としたい</li> </ul>
a.	<b>【機能向上のための新規帳票機能追加要望】</b> ※計11件  <b>【意見照会において要望を受けた帳票】</b> 児童扶養手当証書の送付について、決裁用所得情報、児童扶養手当認定取消通知書、児童扶養手当受給等証明書、返還金額算出表、債務承認書の送付について、児童扶養手当返還金請求通知書、児童扶養手当分割納付額決定通知書、お知らせ（その他異動について）、児童扶養手当支払時効通知書		<ul style="list-style-type: none"> <li>機能向上のための帳票機能の修正、追加であるため、原則、来期以降対応としたい                （レイアウト修正の要望につきまして、システム開発へのインパクトも比較的大きいものと想定）</li> <li>但し、改定のニーズが高いものや改訂はしやすいものが、存在する意見であると想定されるため、自治体にニーズを確認、対応可能性はベンダに確認することも可</li> </ul>
b.	<b>【機能向上のための既存帳票のレイアウト修正要望】</b> ※計5件 児童扶養手当受給資格者台帳を用紙2枚に収まるレイアウトに変更、現況届の住所機能欄を拡張、「児童扶養手当現況届記入要領」と「児童扶養手当現況届」の分割等		<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体分科会事前アンケートにて、令和3～5年度の検討会自治体代表に実装要望について確認したが、「重要度高」かつ「ニーズ高」7件のご要望について、継続案件として、引き続き今年度の要件検討対象にする（討議のためのベンダ分科会事前アンケートも発出済み）</li> <li>「ニーズ高」のみの8要件は来年度以降の申し送り事項にし、それ以外は検討会の検討対象から外す</li> </ul>

# 申し送り事項⑤帳票追加検討 自治体ニーズヒアリング結果まとめ

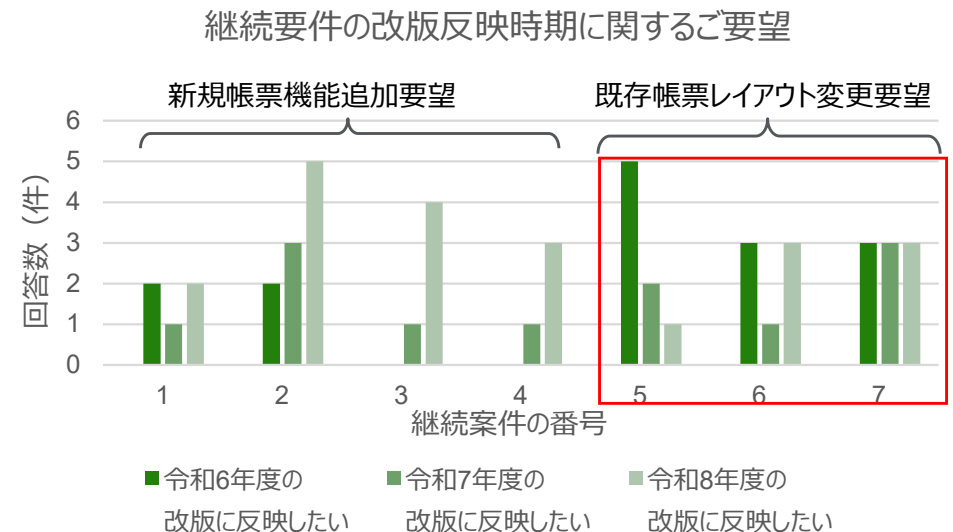
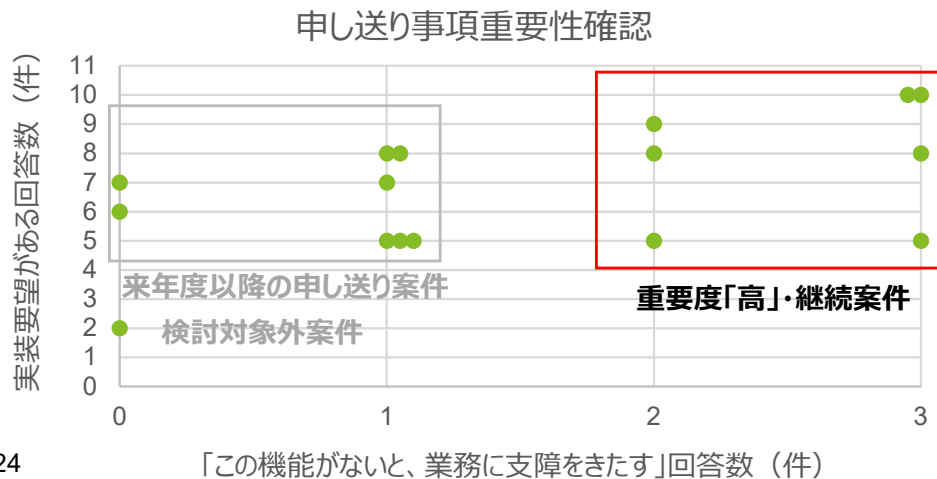
重要性が高い継続案件につきまして、引き続き自治体分科会にて対応方針を討議し、ベンダ分科会にて実現可能性などについて検討します。その他ニーズが高い要件は、令和6年度以降の申し送り事項とします。

## 帳票追加検討の自治体ニーズヒアリング結果

- 16件帳票要件について、令和3~5年度の構成員である16自治体代表に送付したところ、11自治体から回答があった（2都道府県、3指定都市、3中核市、2特別区、1一般市）
- 案件の重要性について評価したところ（「業務に支障をきたす」との回答が2自治体以上、かつ「実装要望がある」との回答が5自治体以上ある案件を重要度「高」としている）
  - 「重要度高」と評価された7案件（p.26~27、29参照）については、今年度の要件検討対象となる継続案件として仕分ける
  - その他、重要度は低めだが、「ニーズが高い」8件の要件は、来年度以降の申し送り事項として、引き続き検討とする（主に、返還金や支払、審査認定処理の帳票追加要望と、「児童扶養手当受給資格者台帳」のレイアウト変更などの要望であり、参考資料p.8~10に参照）
  - 1件、重要度もニーズも低い要件（参考資料p.11に参照）について、検討会の検討対象から除外する

## 継続案件の改版に反映時期について

- 標準仕様として反映する時期について確認したところ、継続案件である4つの新規帳票機能追加要望の重要性が高いものの、多くの自治体から、「令和8年度の改版に反映したい」という回答をいただいている
- 一方、3つの既存帳票のレイアウト変更要望について、「令和6年度の改版に反映したい」と早急に対応してほしいという依頼が多くあった
- なお、「制度改正等の政策上必要と判断される」機能要件ではない限り、該当要件が標準仕様書に反映されても、システムへの適合基準日は一律令和8年度以降になる見込み





# 支払・過払関連帳票機能の追加実装要望について

ニーズが高い支払・過払金関連帳票機能の追加実装について、ご議論をお願いいたします。

## 経緯説明

- 申し送り事項の帳票追加要望について、16の自治体代表に確認したところ、支払・過払金関連の帳票ニーズが高いと見受けられた
- 具体的には、以下の帳票機能について、それぞれ5自治体以上から、実装の要望があった（p.26~27参照）
  - 支払関連の帳票機能
    - ✓ 未支給のまま当初支払予定より2年経過した支給情報がある受給者及び手当の情報を一覧で確認できること
    - ✓ 支分権の時効が完成した場合、「児童扶養手当支払時効通知書」を出力できること
    - ✓ 現況年度更新、年齢到達処理（額改定）及び基準額改定処理をバッチ処理で行った場合は、通知書及び証書を郵送交付するため「児童扶養手当証書の送付について」を一括作成できること
    - ✓ 「児童扶養手当受給等証明書」を出力できること
  - 過払関連の帳票機能
    - ✓ 過払金が発生した場合に支払期、支払済額、過払額を記載した帳票「返還金額算出表」を作成できること
- 該当帳票機能について、法令や制度改正等の政策上必要と判断される要件ではないため、該当要件が標準仕様書に反映されても、システムへの適合基準日は令和8年度以降と想定している

## 個別協議 事項3

### 実装需要が高い支払・過払金関連帳票機能の追加要望に関するニーズと実装時期の確認

#### 標準仕様書（1.1版）の現状

- 現行の標準仕様書に該当の帳票要件がない

#### 対応案

- 自治体分科会にて対応方針を討議し、ベンダ分科会にて実現可能性と時期について検討
- なお、該当帳票機能については、法令や制度改正等の政策上必要と判断される要件ではないため、システムへの適合基準日は令和8年度以降になる想定

# 申し送り事項継続案件 一機能向上のための新規帳票機能追加要望（1/2）

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	帳票要件標準仕様追加・修正案 (変更点を下線部で表示)	実装希望を有する自治体数	実装希望自治体のうち、「この機能がないと、業務に支障をきたす」と回答した理由
1	-	15.手当支払	支払登録	<p>支払予定者に関する情報を一覧で確認できること</p> <p><u>未支給のまま当初支払予定より2年経過した支給情報がある受給者及び手当の情報を一覧で確認できること</u></p> <p>※1 <u>支分権の時効が完成した場合、「児童扶養手当支払時効通知書」を出力できること</u></p>	5自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>「時効の解釈及び取り扱い等について[昭和47年児企第33号厚生省児童家庭局企画課長通知]」において、「未提出者の権利をできる限り保全するため、必要な事務処理を確実にすること」「未提出者については、その名簿を作成し、かつ、それに基づいて未提出者の追跡調査を行うことにより、できるかぎりその把握に努めること」とあり、対象者には時効前提出命令や時効通知書を送付している。時効対象者に確実に通知を行うという観点から「未支給のまま当初支払予定より2年経過した支給情報がある受給者及び手当の情報を一覧で確認できること」は必要な仕様と考えられるため。（中核市代表）</li> <li>現況届未提出以外の時効処理を行うにあたって必要な仕様である。（対象者の抽出が必要なため実装を希望するが、当面は件数が少ないため、支給差止め者を調査することによって、対象を絞ることができると思われるため、優先度低い）（中核市代表）</li> <li>「未支給のまま当初支払予定より2年経過した受給者に対して、支払時効処理を行うための対象者を抽出する」機能、及び時効完成を通知する文書「児童扶養手当支払時効通知書」を作成する機能を実装しているため。（特別区代表）</li> </ul>
2	-	16.過払管理	過払金・返納方法登録	<p><u>過払金が発生した場合に支払期、支払済額、過払額を記載した帳票「返還金額算出表」を作成できること</u></p>	10自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該機能を補う機能が標準仕様書第1.1版には記載がないため。（中核市代表）</li> <li>事務の正確性、効率性の点と、市民への説明を円滑に行うために必要な機能と考える。（中核市代表）</li> <li>市民サービス、過誤防止及び事務効率化を図るため。速やかに調定・納入の通知を行う必要がある（地方自治法第231条）（指定都市代表）</li> </ul>

## 申し送り事項継続案件 一機能向上のための新規帳票機能追加要望 (2/2)

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	帳票要件標準仕様追加・修正案 (変更点を下線部で表示)	実装希望を有する自治体数	実装希望自治体のうち、「この機能がないと、業務に支障をきたす」と回答した理由
3	0200138	00.児童扶養 手当共通	帳票出力機能	<p>「児童扶養手当証書の送付について」を出力できること</p> <p><u>現況年度更新、年齢到達処理（額改定）及び基準額改定処理をバッチ処理で行った場合は、通知書及び証書を郵送交付するため「児童扶養手当証書の送付について」を一括作成できること</u></p> <p>■ 帳票詳細要件 児童扶養手当証書の送付について ■</p> <p>【管理項目】 来所日時、場所、持参するもの</p>	5自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>現況年度更新の際には約4,000枚の証書を出力する必要があることから、大量に出力する機会では一括機能がないと個別印刷の対応はできない。（中核市代表）</li> <li>特に、現況判定結果の通知文が発行されない受給者（現況判定結果が、前年：全額支給→現年：全額支給の方が対象となると考えられる。件数は多い）への証書送付時に必要。その他、転入、住所変更、口座変更による証書交付時に活用できる。（中核市代表）</li> </ul>
4	-	15.手当支払	支払処理	<p>「<u>児童扶養手当受給等証明書</u>」を出力できること</p>	8自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子医療等の手続きの際に、受給資格証明書を求められることが多く、実際に利用する市民も多いため、市民サービスの品質維持の観点から必要である。（中核市代表）</li> <li>現行業務では、受給者から様々な理由で発行を求められる手当支払証明書を、窓口で即時発行しているため。（特別区代表）</li> </ul>

# 現況届の帳票レイアウト変更要望について

ニーズが高い現況届の帳票レイアウト修正の変更要望について、ご議論をお願いいたします。

## 経緯 説明

- 令和4年度の全国意見照会や、本検討会の自治体分科会事前ヒアリング経由で、現況届の帳票レイアウトの修正に関するニーズが高く、日々の業務の効率性に関わるため、早急に対応してほしいというご要望が多いことが分かった
- 特に、下記3つの修正要望が今回の継続案件として判断された（p.29参照）
  - 児童扶養手当現況届
    - ✓ 用紙2枚に収まるレイアウトに変更
    - ✓ 住所欄を拡張
  - 児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ
    - ✓ 様式を分割
- なお、該当現況届のレイアウトは法令で定められているため、簡易に改修できるものではない。また、現在のこども家庭庁の方針として、まずは、児童扶養手当額の向上に関わる指針や現場における対応について資源を集中すべく、帳票レイアウトの再見直しに関しては、現況届のデジタル化・オンライン化に関するトピックが上がった際に討議すべきであるとしている

## 個別協議 事項4

既存帳票のレイアウト修正に関わる検討・実施が先になる見込みだが、  
そのほかの改修要望があるか

### 標準仕様書（1.1版）の現状

- 既存の帳票レイアウト

### 対応案

- 該当現況届のレイアウトは法令で定められているため、簡易に改修できるものではないが、今後改修となる際の参考材料として、自治体分科会にて改修要望を確認し、ベンダ分科会にて実現可能性について検討

## 申し送り事項継続案件 一機能向上のための既存帳票レイアウト変更要望

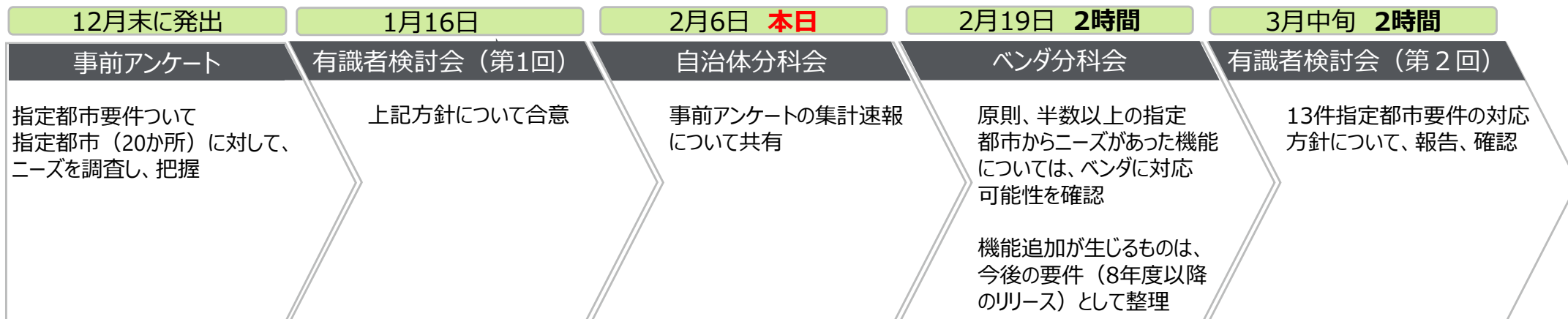
#	事務名 (レベル1)	帳票名 (レベル2)	帳票要件標準仕様追加・修正案 (変更点を下線部で表示)	実装希望を 有する自治体数	実装希望自治体のうち、「この機能がないと、業務に支障をきたす」と回答した理由
5	13.現況届	児童扶養手当 現況届	「児童扶養手当現況届」を、用紙2枚に 収まるレイアウトに変更	10自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理上非効率である。市民に送付する帳票なので早急に。(中核市代表)</li> <li>現行業務では表面・裏面2面の用紙1枚で運用している。印刷枚数が増えることで印刷に多大な時間がかかることになり、また、大量の個人情報に記載された書類を整理する時、ヒューマンエラーが起こる可能性が高くなるため。(特別区代表)</li> <li>当該届出は、対象者も多く受給開始から5年を経過した受給者は毎年提出が必要となるため、A4両面で収まるようにフォント調整を行うことで、関係書類を減らし、自治体および受給者の確認負担の軽減、必要書類の簡素化が図られると考える。(指定都市代表)</li> </ul>
6			「児童扶養手当現況届」の住所欄を 拡張	8自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>住所確認を受給者で行うため、必要。住所欄に収まっていない場合は、システムで再度確認する必要があるため、業務負担になる。(指定都市代表)</li> <li>十分な文字数を確保することは必須。(都道府県代表)</li> <li>カラムオーバー件数が増えることが予想され、手書き対応となると業務時間の増大に繋がるため。(特別区代表)</li> </ul>
7	14.一部支給停止(第13条の3関係)	児童扶養手当 の受給に関する 重要なお知らせ	「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」の様式を分割  ①児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ これまで1ページ目とされていた内容 ②児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ補足 これまで2ページ目以降とされていた内容	9自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準仕様を変更したい理由にあるとおり、宛名部分と説明部分を分割することで、再印刷の必要が生じた際には宛名部分のみ印刷で済むことから時間効率に大きな差が生じる。(中核市代表)</li> <li>当該届出は、対象者も多く受給開始から5年を経過した受給者は毎年提出が必要となるためA4両面で収まるようにフォント調整を行うことで、自治体および受給者の確認負担の軽減、必要書類の簡素化が図られると考える。(指定都市代表)</li> </ul>

## **論点2.指定都市要件の取り扱い方針**

## 論点2.指定都市要件の取り扱い方針（事務局案）

令和5年度（2024年3月）までは、基本的にシステム改修を伴わない要件や、法令に定められた対応要件のみ、標準仕様書への改版に反映予定です。

令和5年度の取り扱い方針	指定都市要件	対応詳細
<p>■ 令和5年度にニーズを確認し、判定区分が「成案」となった要件のみ、今年度の改版に反映</p> <p>※2/2（金）にデジタル庁から指摘を受け、検討会方針から変更</p> <p><b>今年度の検討範囲</b></p>	<p>令和5年度「再検討見直し」の指定都市要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該要件は令和4年度の指定都市要件として起票されたが、指定都市と事業者当該機能要件の必要性について最終確認を求めた結果、「要件見直しの要望が少ない」や「各団体の業務継続性や現状のパッケージベンダーの実装を勘案し対応なし」などの理由で、令和5年度の「再検討」事項と見直した</li> <li>該当13件要望につきまして、自治体分科会事前アンケートにて、指定都市20か所に実装要望について確認した。「過半数の指定都市から実装要望があり」、かつ「この機能がないと、業務に支障をきたす」と2指定都市以上から回答がある案件を、「重要度高」として評価しているが、該当3案件につきまして、引き続き今年度の継続検討対象とする。ベンダ分科会にて実装可能性について確認してから、「成案」か「成案予定」になるかを見極める</li> <li>その他の10件のご要望について、指定都市要件の整理上一旦「不採用」として区分するが、うち、ニーズが高い3件要件（過半数ではないが、8自治体以上から実装要望あり）については、来年度以降の申し送り事項にする</li> </ul>

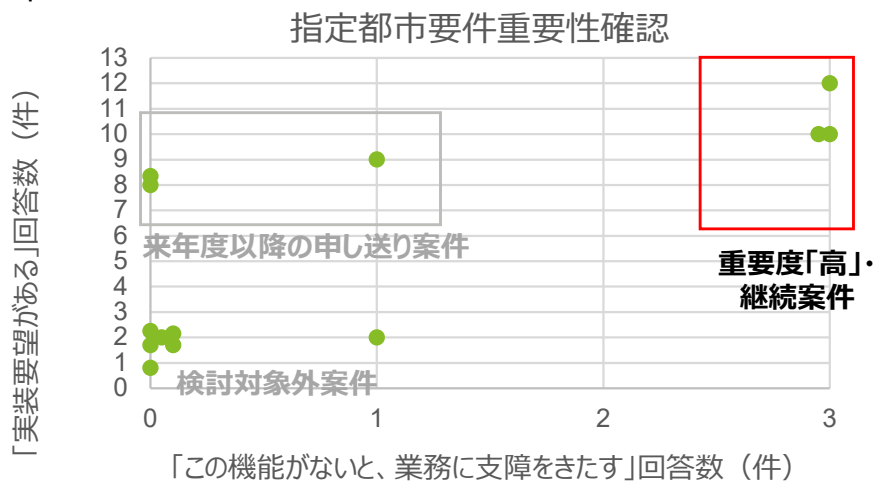


# 再検討見直し指定都市要件 自治体ニーズヒアリング結果まとめ

重要性が高い継続案件につきまして、引き続き自治体分科会にて対応方針を討議し、ベンダ分科会にて実現可能性などについて検討します。その他ニーズが高い要件は、令和6年度以降の申し送り事項とします。

## 再検討見直し指定都市要件ニーズヒアリング結果

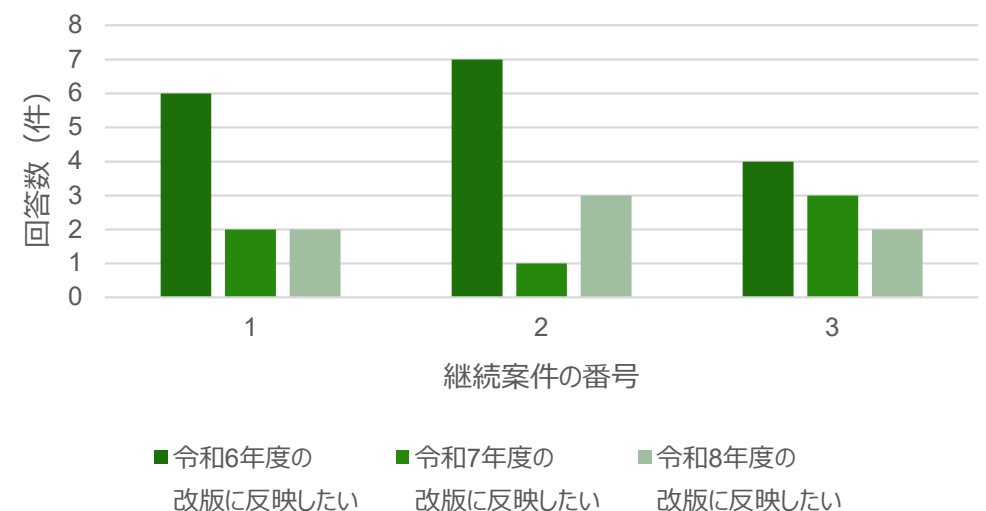
- 13件帳票要件について、20カ所の指定都市に送付したところ、13指定都市から回答があった
- 案件の重要性について評価したところ（過半数の指定都市から実装要望があり、かつ「この機能がないと、業務に支障をきたす」と2指定都市以上から回答がある案件を、重要度「高」としている）
  - ・ 「重要度高」と評価された3案件（p.33~34参照）については、今年度の継続検討案件とし、ベンダ分科会にて実装可能性について確認してから、「成案」要件は今年度の改版に反映予定
  - ・ その他の10件のご要望について、指定都市要件の整理上一旦「不採用」とする。うち、ニーズが高い3要件（過半数ではないが、8自治体以上から実装要望あり）については、来年度以降の申し送り事項にする（一時保護情報との連携、受給者の任意の送付先を選択可能とすること、関連者検索のEUC機能の追加要望が該当し、参考資料 p.12~13に参照）



## 継続案件の改版に反映時期について

- 標準仕様として反映する時期について確認したところ、継続案件については、「令和6年度の改版に反映したい」と早急に対応してほしいという依頼が多くあった
- なお、「制度改正等の政策上必要と判断される」機能要件ではない限り、該当要件が標準仕様書に改版されても、システムへの適合基準日は一律令和8年度以降になる見込み

継続要件の改版反映時期に関するご要望





# 指定都市要件継続案件 ー他システムとの連携要望、機能向上のための新規帳票機能追加要望

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	機能要件標準仕様追加・修正案 (変更点を下線部で表示)	実装希望を有する自治体数	実装希望自治体のうち、「この機能がないと、業務に支障をきたす」と回答した理由
1	-	00.児童扶養 手当共通	他システム連携	<u>医療助成システムへ渡す現況年度更新結果データを作成し連携できること。</u>  ※1 <u>連携回数及び連携時期をマスタで設定できること。</u>	10指定都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現行システムで医療助成システムとデータ連携を行っているため。</li> <li>• 児扶手受給者の90%以上の者が医療助成も受けており、事務処理軽減のため、現行システムから、医療助成システムへ現況年度更新結果の情報連携処理を実施している。</li> <li>• 機能が実装されない場合、事務処理が増加し、現行の職員数では対応が困難である。</li> <li>• 本市の現行システムは現況届にて登録された所得情報等をひとり親医療費助成システムに連携できる機能を有している。児童扶養手当とひとり親医療費助成は同時期に受付・認定を行っているため、各事業で処理が必要になれば、業務時間が倍になる可能性がある。</li> </ul>
2	-	00.児童扶養 手当共通	データ管理機能	<u>支給要件別、申請者別（父・母・養育者）別の受給状況を抽出し、一覧を確認、データの加工ができること</u>	12指定都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 大量データを取り扱うこともあり、複雑な条件をEUCでの情報抽出は長時間化することが想定されることから夜間処理でデータを作成する機能が必要であるため。</li> <li>• 現行システムに実装されている機能であり、各種照会や統計に利用しているため。</li> <li>• 福祉行政報告例の月報の第61表の作成や予算の計上に必要であり、本機能がない場合は様々な数字を複数回に分けて抽出、算出することが予想され、業務時間が大幅に増加することが見込まれる。</li> </ul>

## 指定都市要件継続案件 ー機能向上のための既存帳票のレイアウト修正要望

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	機能要件標準仕様追加・修正案 (変更点を下線部で表示)	実装希望を有する自治体数	実装希望自治体のうち、「この機能がないと、業務に支障をきたす」と回答した理由
3	-	14.一部支給停止（第13条の3関係）	児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書	余白部分に「令和〇年度現況」もしくは「令和〇年〇月経過月」と記載する。	10指定都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現行システムの機能として「令和〇年〇月経過月」を印字しているが、標準仕様書には記載がない。</li> <li>• 本市においては、現況届提出時期における取扱帳票が大量であり、正確かつ効率的に業務遂行するためには、状況別に帳票を分類することが必要であると考えたため。</li> <li>• 現況届発送作業時、受付時、審査時等において、その都度システム上で1件1件満了日を確認することになり、膨大な業務時間を要するため。</li> </ul>

# **論点3.振り仮名法制化に伴う標準仕様書の改定 及びシステム改修方針共有**

## 論点3.振り仮名法制化に伴う標準仕様書の改定及びシステム改修方針共有

振り仮名法制化に伴う標準仕様書の改版は令和5年度末までに行い、システム改修は令和6年度末までに対応いただきます。

### 【振り仮名法制化背景\*】

現状、行政機関が保有する「氏名」の情報の多くは漢字であり、外字が使用されている場合にはデータベース化の作業が複雑となり、特定の者の検索に時間を要する。また、金融機関等において氏名の振り仮名が本人確認のために利用されている場合があるところ、複数の振り仮名を使用して別人を装い、各種規制を潜脱しようとすることが懸念される。そのため、行政のデジタル化の推進に当たり、氏名の振り仮名を一意のものに特定し、公証するニーズが高まっている

これを受け、デジタル社会形成整備法附則第73条において「政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、**個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とする**ことを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされた

### 【標準仕様書への影響】

<p>「フリガナ」に関する表記を下記二つに使い分ける</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「振り仮名」： <b>日本人氏名における振り仮名</b>を指す</li> <li>■ 「フリガナ」： <b>旧氏並びに外国人氏名及び通称名</b>を指す</li> </ul>	<p><b>機能要件</b></p>	<p>「受給資格者氏名／死亡した受給資格者情報（カナ）／（新・旧カナ氏名）」、「請求者／請求者（である児童）情報（カナ氏名）」、「支給対象児童情報（新・旧カナ氏名）」、「父・母のカナ氏名」、「有期対象者（カナ氏名）」、「口座名義人（カナ）」、「届出者情報（カナ氏名）」、「転入届情報（カナ氏名）」などの表記を一様に「<b>〇〇氏名（振り仮名（フリガナ））</b>」と修正</p>
	<p><b>帳票詳細要件／帳票レイアウト</b></p>	<p>「（ふりがな）」、「カナ氏名」、「口座名義人カナ」などの表記を一様に「<b>〇〇氏名の振り仮名</b>」と修正</p>

\*総務省令和5年10月25日「氏名の振り仮名法制化に伴う住民記録・印鑑登録・戸籍附票システム標準仕様書の検討」資料を引用

# 振り仮名法制化に伴う標準仕様書の改定箇所一覧

#	改定対象標準仕様書	改定方針	改定対象機能要件/帳票名	ページ数 (帳票のみ)
1	別紙2_機能要件	「受給資格者氏名／死亡した受給資格者情報（カナ）／（新・旧カナ氏名）」、「請求者／請求者（である児童）情報（カナ氏名）」、「支給対象児童情報（新・旧カナ氏名）」、「父・母のカナ氏名」、「有期対象者（カナ氏名）」、「口座名義人（カナ）」、「届出者情報（カナ氏名）」、「転入届情報（カナ氏名）」などの表記を一様に「○○氏名（振り仮名（フリガナ））」と修正	<機能ID> 0200057 0200058 0200059 0200093 0200102 0200151 0200166 0200173 0200400 0200179 0200188 0200195 0200204 0200210 0200222 0200230 0200239 0200434 0200251 0200252 0200253 0200261 0200278 0200288 0200300	-
2	別紙4-1_帳票詳細要件 (統計・報告を除く)	「（ふりがな）」、「カナ氏名」、「口座名義人カナ」などの表記を一様に「○○氏名の振り仮名」と修正	児童扶養手当証書	p.4
			児童扶養手当受給資格者台帳	p.13,14
			児童扶養手当受給資格者名簿	p.22
			児童扶養手当住所変更（転出・転入）・金融機関変更届	p.30
			児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書	p.52
3	別紙5-1_帳票レイアウト (統計・報告を除く)		児童扶養手当受給資格者台帳	p.18
			児童扶養手当受給資格者名簿	p.21
			児童扶養手当住所変更（転出・転入）・金融機関変更届	p.29
			児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書	p.67

## **論点 4 . 令和5年度領域間の整合作業の方針共有**

## 論点4.令和5年度領域間の整合作業の方針共有

順次、デジタル庁が示された領域間の整合作業対応や、地方自治体、事業者から寄せられたご意見における、児童扶養手当システム側と関連している要件について、標準仕様書の要修正箇所を特定し、対応していきます。

- 下記**共通標準仕様書、及びデータ要件・連携要件の標準仕様（総論、各論）**の改版内容を精査した結果、予定している「振り仮名法改正に伴う記述の改定（論点3）」以外、現時点に追加で要改定の項目がないということが分かった（参考資料p.15~16参照）。なお、全国意見照会を経て、意見照会中の資料につきまして、更なる改定が発生し、それに応じた児童扶養手当システム側の標準仕様書の改定が必要となる場合があるため、その際は再度精査を行う予定
  - ・ 公開済資料
    - － 2023年9月29日に改版を公開した「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第2.1版】」
  - ・ 全国意見照会中資料
    - － 2024年2月中旬に改版を公開予定の「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第2.2版】」
    - － 2024年2月14日に改版を公開予定の「データ要件・連携要件標準仕様書（総論）【第3.1版】」
    - － 2024年2月14日に改版を公開予定の「児童扶養手当\_基本データリスト【第3.0版】」と「児童扶養手当\_機能別連携仕様【第3.0版】」
- その他、デジタル庁から示された**標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方**などについて、児童扶養手当システムと関連している要修正箇所に対応
  - ・ 標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方への対応（令和5年10月改定版）
    - － 標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方に準じた改定を行う
      - ✓ （原則）制度改正等により標準仕様書を改定する場合、適合基準日の1年前までに改定とする（8月31日又は1月31日に改定を行う）。機能要件等の適合基準日は、改定日の1年後以降とする。
      - ✓ （例外）制度改正等における施行日に時間的余裕がない等の特段の事情がある場合、適合基準日の1年以内に改定とする。制度改正等の検討段階から影響を確認し、事前に改定内容を公開する等、地方公共団体及び開発事業者が対応できるよう配慮すること。
    - － 標準仕様書機能要件の改定ルールについて（横並び調整方針令和5年6月改定版）に準じた改定を行う（参考資料p.17参照）
  - ・ 標準仕様書と適合確認に関する考え方への対応
    - － 標準仕様書の機能要件について、機能IDの単位で改定内容の適合基準日を明示する。
    - － 移行支援期間中に標準仕様書の改定を行う場合の改定に係る各機能要件の適合基準日は、「標準仕様書と適合確認に関する考え方」に記載のとおり規定すること。等
- また、**地方自治体、事業者から寄せられたご意見**について適宜対応し、関連する標準仕様書における要修正箇所を特定する（次ページ）
  - ・ PMOツール等で、誤記・不整合や、「要件の考え方・理由」の追加依頼のご連絡があったものについて対応する。
  - ・ 他業務領域で発見した課題（指定都市内の区間異動など）に関する20領域間の整合調整対応を検討する。

# 地方自治体、事業者から寄せられたご意見への対応

地方自治体、事業者からのご意見について順次対応し、関連する標準仕様書における要修正箇所を特定し、一部のご指摘については、来年度以降の検討申し送り事項として扱います。

- 児童扶養手当の標準仕様書作成・改定に向けた検討会の事務局では、検討会期間中に合計30件ほどPMOツール等経由で寄せられた地方自治体や事業者からのご意見について回答した。うち、2件改版に繋がるご指摘があり、今年度中に該当要件を改版し、全国意見照会にかける予定となっている
  - 児童扶養手当の機能要件の「0200004」について、都道府県は連携必須「◎」になっているが、障害者福祉システムにおいて都道府県は、標準化対象外のため、連携必須「◎」から標準オプション機能「○」に修正
  - 帳票詳細要件の日付項目の定義が曖昧というご指摘に対し、「要件の考え方・理由」の帳票要件詳細の「備考」に、以前から定義された基本方針について追記
  
- 令和3年度の検討会の自治体代表から、「今回の調査では令和8年9月を目途に国が目指しているeLTAXを活用した公金収納に関する項目はなかったようですので、次々回以降の仕様書改定の際には過払金等の取り扱いに関する内容が反映されるものと想定しています」のご意見をいただいた
  - ども家庭庁は、現時点では、「令和8年9月までに全国でeLTAXが使えるように取り組む公金の対象」となっていないことについて、デジタル庁に確認が取れたため、特に対応が不要になる
  - なお、状況が変わり、今年度の検討会開催期間中に上記の対象になったとしても、該当内容が児童扶養手当業務との関連度が低いため、他領域と平仄を併せて検討することとして、令和6年度以降に申し送る  
(eLTAXを活用した公金収納について、対象が「①いずれの地方公共団体においても相当量の取扱件数がある公金」、「②その性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する公金」を扱う業務であり、過払金対応にて関連する業務があるが、児童扶養手当は関連度が低い)
  
- 事業者からは、現在はシステムの設計段階に入っているため、将来のシステム実装をイメージした詳細な要件定義、特に所得判定に使用されるデータ項目や組み込みロジック、そして各自治体の統計・報告用帳票の集計ロジックについて、明確にしてほしいというご要望を複数いただいた
  - なお、位置づけ上、上記仕様は政府機関であるども家庭庁が標準仕様として一律定義し提示すべきものではなく（他の標準化対象の業務も同様）、現場において事業者と担当自治体が、事務の実態について確認しながら合意すべきものだと認識している
  - ただし、標準仕様書外ではあるが、事業者（担当自治体）ごとに仕様について確認したい点があるため、今後必要に応じて調整していく

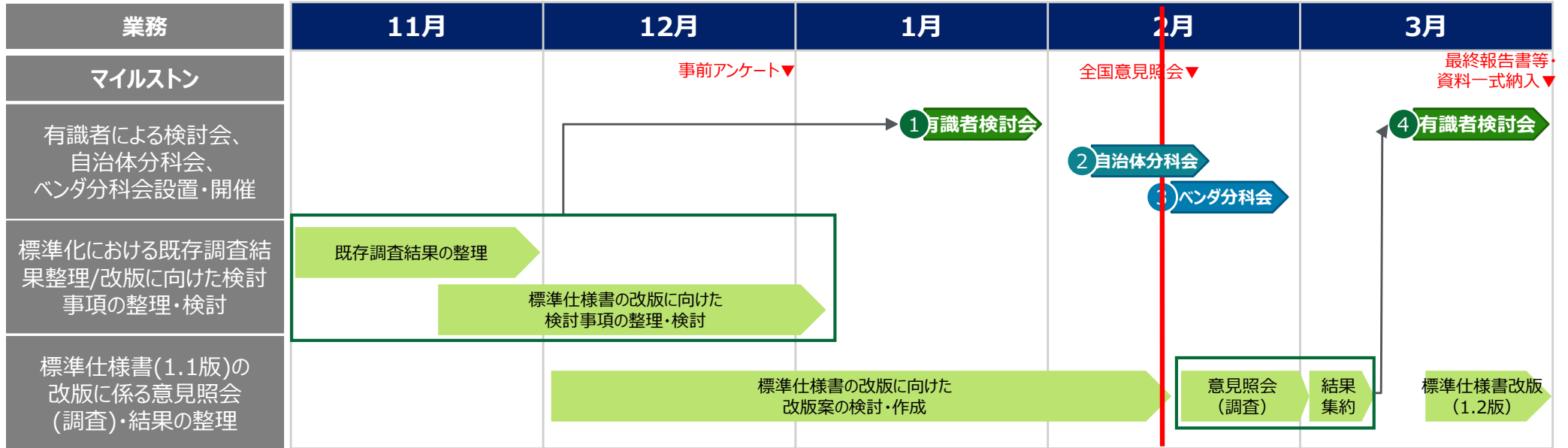


1. 第1回有識者検討会の振り返り
2. 令和5年度の検討論点
- 3. 今後のスケジュール**

# 検討会・分科会の開催スケジュール

令和5年度は、検討会を2回、分科会を1回ずつ開催し、標準仕様書の更なる精度向上を目指して議論を進める予定です。

次回



想定議題	1 有識者検討会	2 地方自治体分科会	3 ベンダ分科会
	<b>第1回：2024年1月16日</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童扶養手当業務プロセス・情報システム標準化について</li> <li>2 有識者検討会等の運営について</li> <li>3 令和4年度検討経緯の振り返り</li> <li>4 令和5年度の検討論点</li> <li>5 意見照会の進め方</li> <li>6 今後のスケジュール</li> </ol>	<b>第1回：2024年2月6日</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和4年度の全国意見照会において中長期的な検討を要するとした事項（申し送り事項）の取り扱い方針確認</li> <li>2 令和5年度「再検討見直し」の指定都市要件の取り扱い方針共有</li> <li>3 振り仮名法制化に伴う標準仕様書改定及びシステム改修方針共有</li> <li>4 令和5年度領域間の整合作業の方針共有</li> </ol>	<b>第1回：2024年2月19日</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 上記地方自治体分科会と同じ議題</li> <li>2 ガバメントクラウドへのシステム移行におけるベンダが抱える課題の目線合わせ</li> </ol>
			<b>第2回：2024年3月中旬頃</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 意見照会結果の報告</li> <li>2 意見照会結果を踏まえた標準仕様書改版案の確認</li> <li>3 (令和6年度の取り組みについて)</li> </ol>

**EOF**